

環境省予算執行計画

平成 22 年 4 月 22 日
環境省予算監視・効率化チーム

環境省における予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上を図るため、以下のとおり、環境省予算執行計画を定める。

1. 予算監視・効率化の推進体制

(1) 予算監視・効率化チーム

環境副大臣をリーダーとする以下の構成の予算監視・効率化チーム(以下、「チーム」という。)により、環境省予算執行計画(以下、「計画」という。)を策定し、同計画に基づきその進捗管理等を行うものとする。

チームリーダー：環境副大臣
事務局長：大臣官房長
事務局次長：大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房政策評価広報課長
事務局員：各部局総括課長、大臣官房政策評価広報課地方環境室長
外部有識者：(2)のとおり。

(2) 外部有識者の参画

チーム及び下記の予算監視・効率化推進グループの取組の適正な実施を図るため、計画の策定及び執行に関するアドバイスをを行う、以下の外部有識者の参画を求める。

大久保規子 (大阪大学大学院法学研究科教授)
高岡 美佳 (立教大学経済学部教授)
新美 育文 (明治大学法学部教授) 敬称略

(3) チームの定例会合

チームの会合は、少なくとも四半期に一度開催するものとする。会議の開催に当たっては、外部有識者の参加を求めるものとする。

(4) 予算監視・効率化推進グループ

チームの下部組織として以下の予算監視・効率化推進グループ(以下「推進グループ」という。)を設置し、予算執行計画や各種改善策の案づくり、計画の進捗状況の取りまとめ、チーム会合の設営、事前審査や行政事業レビューに関する事務、国民の声への対応、情報開示にかかる対応等、予算監視・効率化の取組みにかかる幅広い業務を行うものとする。

グループ長： 大臣官房会計課長

グループ次長： 大臣官房会計課監査指導室長、大臣官房総務課環境情報室長

グループ員： 大臣官房会計課予算、決算、契約、支出担当課長補佐

大臣官房各課・各部局総括課庶務担当課長補佐

2. 予算監視・効率化に向けた取組計画

(1) 支出負担行為又は支出に関する計画

○支出負担行為等に関する計画については、環境省予算の区分に則して、予定時期及び予定額等を整理した年間計画を作成するものとする。(平成22年度にあつては別紙1及び別紙2のとおり)

(2) 支出負担行為又は支出に関する計画の進捗把握・管理等

○支出負担行為又は支出については、月単位でその進捗を把握するものとする。

○進捗状況は、定期的に、チームメンバーに送付するとともに、公表するものとする。

(3) 自己評価の実施

○各四半期の終了後速やかに、予算執行計画の進捗状況について、自己評価を行うものとする。また、年度終了後の出納整理期間を終了した段階において、年度を通じて行った広範な対策について総合的な自己評価を行うものとする。

○自己評価は、推進グループが各部局からの計画の進捗状況の報告を取りまとめ、予算監視・効率化チームの定例会合に報告し行うものとし、その結果は公表するものとする。

(4) 予算執行上の重要な決定等についての事前審査の実施

○国立公園等整備費による整備計画の策定、廃棄物処理施設整備補助金の内示及び交付決定、その他の10億円以上の補助金の交付決定に当たっては、あらかじめチームが事前審査を行うものとする。事前審査に当たっては、「必要性」「有効性」「効率性」等の観点から、その審査を行うものとする。

○競争性の高い調達を推進するため、①少額随意契約の範囲を超える競争性の無い随意契約、②指名競争、③企画競争又は公募等についての事前審査を行うものとする。

○事前審査は可能な限り定例会合の際に行うものとするが、緊急を要する場合等においては、持ち回りによる審査や事後報告により行うことができるものとする。

(5) 行政事業レビューの実施

○別途定める「環境省行政事業レビュー行動計画」に基づき検証を実施する。

(6) 国民の声の受け付け・対応、改善への取組

○広く国民の方々から環境省の予算執行に関する意見を聞くため、環境省のホームページに国民の声を受けるための仕組みを設ける。

○国民の方々からいただいた意見については、予算実施担当部局に伝達し予算の効率的な執行に役立てるものとする。

○国民の方々からいただいた意見のうち特に重要と思われるものについては、適宜チームの定例会合に報告することとする。

○国民からの声については、その件数や主な内容及び対応の状況について取りまとめ、年度明けに行う総合的な自己評価の結果と併せて公表するものとする。

(7) 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識向上を図る取組

○予算の効率的な執行、適正な契約事務の実施等を図るため、内部部局、地方環境事務所等の予算担当職員等を対象とする研修会を実施するものとする。

○環境省の職階研修（係員級研修等）において、予算の執行に関する研修項目を設け、職員全体の予算に関する知見の向上に努めるものとする。

○予算執行の効率化に向けた職員からの提案を常時受け付け、推進グループでその実施について検討するものとする。

(8) 予算執行の情報開示の充実

○予算執行の透明性・効率性を高めていくため、予算執行に関する情報開示を充実する。このため、政策的経費である環境保全調査費、環境保全調査等委託費、環境保全調査等地方公共団体委託費等について、項の単位で、その執行状況を四半期毎に月単位で公表するものとする。

○職員旅費、外国旅費及び庁費については、目の単位で、その執行状況を四半期毎に月単位で公表することとする。

○公共調達に関する情報

「公共調達の適正について」（平成18年8月25日財計第2017号）に基づき、競争入札と随意契約の別、公共工事と物品等・役務の提供の別に、少額のものを除きすべての契約について公表する。

競争性のない随意契約の概要を公表する。

○公共事業等に関する情報

当初予算の概算決定後、遅滞なく、直轄事業（事業評価の対象となっている事業で災害関係事業や維持管理事業は除く。）について以下の項目を公表する。

- ①実施都道府県名
- ②事業名
- ③全体事業費
- ④効果・目標値等（B／C等）

実施計画の決定後、遅滞なく、直轄事業について、箇所別に以下の項目を公表する。地方環境事務所の事業は、地方環境事務所のHPでの公表する。補助事業についても主なものは同様に公表する。

- ①実施都道府県名
- ②事業名
- ③全体事業費
- ④効果・目標値等（B／C等）
- ⑤当該年度の事業費
- ⑥前年度公表内容からの変更点・変更理由

○補助金等（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条に規定する補助金等をいう。）の交付決定については、四半期毎に各四半期終了時から45日以内に以下の項目について公表する。

- ①事業名
- ②補助金交付先名
- ③交付決定額
- ④支出先会計区分
- ⑤支出先(目)名称
- ⑥支出負担行為ないし意思決定の日

○委託調査費については、契約の透明性等について指摘されていることから、その支出状況について、四半期毎にとりまとめ、以下の項目を公表する。

なお、成果物については、プライバシーに係る内容が含まれている等公開することが不相当であるものについては公表しない場合がある。

- ①調査の名称と概要
- ②契約の相手方名
- ③契約形態
- ④契約金額
- ⑤契約締結日
- ⑥成果物

○タクシー代

タクシー代の支出状況について、四半期毎に、公表する。

(9) その他

○予算執行計画については適宜見直しすることとし、見直した場合は速やかに公表するものとする。